

文化審議会 企画調査会報告書（案）

～無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～

<概要>

令和2年12月24日

1. 文化財を取り巻く現状と課題

(1) 現状

- 近年、守り育てられてきた文化財を継承していくことは一層重要になっている。その中で、**文化芸術基本法**に規定されている**生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）**の分野に係る文化財についても、**保存・活用の必要性の認識**が高まっている
- 一方、過疎化や少子高齢化等による**担い手不足等**に加え、**新型コロナウイルス感染症の影響**による**公演や地域の祭り等の中止・延期**も相まって、これら**無形の文化財の継承のための活動が十分に行われぬおそれのある危機的な状況**

(2) 課題

- 生活文化など現時点では**価値付けが定まっていない分野**や、**歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分ではない文化財**について、その**特性に応じた継承**を図る必要
- 無形の文化財**は、重要なものを重点的に保護する指定制度で保存・活用を図っているが、**幅広く保存・活用の措置**を講じていく必要
- 平成30年の文化財保存活用地域計画等の導入により、地域における文化財の把握が進む中で、**地域の実態に合わせた多様な取組**が求められ、**その充実が必要**

2. 各課題に対する対応方針

(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

① 必要性

- 平成18年に**ユネスコの無形文化遺産保護条約が発効**し、これまでに、我が国から22件の無形文化遺産が代表一覧表に登録
- 各地域で、地域の祭りなどが地域文化の特色として捉え直されるなど、**無形の文化財の継承に対する認識**が高まっている
- 無形の文化財は、公演、行事や日常的な教授活動がその保存・活用に重要な役割を担っており、**コロナ禍で継承が十分に行われぬおそれのある危機的な状況**

② 具体的な方策

- 無形の文化財について、既にある指定制度を補完する制度として、**登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度の創設**が適当。その際、財政支援の在り方の検討や、登録基準の柔軟な運用が重要

(2)多様な文化財の保存・活用について

①必要性

ア. 生活文化等

- 生活文化は、我が国の多様な文化を表すものとして、積極的に保存・活用や振興を図っていくことが必要。一方、多様な分野があり、その特性を踏まえた慎重な議論が必要との指摘もあることから、適切な保護の在り方を検討することが必要 等

イ. 現代美術作品

- 近年国際的な評価が高まっている第2次世界大戦後の現代美術作品に関して、海外のコレクター等に高く評価され海外に流出するものもある。貴重な国民的財産と言えるものについては、積極的に文化財として保存・活用を図ることが期待

②具体的な方策

ア. 生活文化等

- 生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用を検討・実施

イ. 現代美術作品

- 例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたものについては登録制度の対象とするなど、文化財として適切に保存・活用する観点から有効な方策を検討すべき

(3)地方公共団体における登録制度について

①必要性

- 地域計画の策定等の過程で新たに把握される未指定の文化財について、地方公共団体が積極的に保存・活用が進められるようにすることが必要

②具体的な方策

- 地方公共団体が幅広く地域の文化財の保存・活用の取組を進められるよう、文化財保護法上の制度として地方登録制度を位置付け、地方の創意により活用できるようにすることが適当

3. 今後に向けて

- (1) 指定文化財の確実な保護（指定文化財の適切な保護と登録制度の積極的な運用）
- (2) 地域への取組への期待（市町村における地域計画の策定の促進、積極的な保存・活用の期待）
- (3) 生活文化等に関する調査等（保存・活用に向けた調査の速やかな実施）
- (4) 地域における体制の充実（文化財の保存・活用に係る人材確保や資質向上）